

○杉戸町章の使用の基準に関する規則

令和7年4月8日

規則第16号

(目的)

第1条 この規則は、杉戸町章及び杉戸町旗（平成2年杉戸町告示第23号）で定める杉戸町章（以下「町章」という。）の使用の基準に関して必要な事項を定め、適正かつ秩序ある活用を図ることを目的とする。

(使用の原則)

第2条 町章（電磁的記録を含む。以下同じ。）は、その使用について適正かつ慎重に取り扱わなければならない。町（町長その他の執行機関及び町議会をいう。以下同じ。）以外の者は、原則としてこれを使用することができない。ただし、町長が次条の使用許可の基準に基づき、その使用を許可した場合は、この限りでない。

(使用許可の基準)

第3条 町長は、町以外の者による町章の使用について、その目的が公共性及び公益性を有し、町の施策の推進上有益であると認められる場合であって、かつ、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り許可するものとする。

- (1) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されるおそれがある場合
- (2) 商品への使用等営利活動のために使用されるおそれがある場合
- (3) 特定の個人若しくは団体の宣伝、又は信用を高めるために使用されるおそれがある場合
- (4) 町の品位を損ない、又は信用を失墜させるおそれがある場合
- (5) 法令、町例規（条例、規則、規程、要綱等をいう。）又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (6) 杉戸町暴力団排除条例（平成25年杉戸町条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者に使用され、又はこれらの者の利益となるおそれがある場合
- (7) 町の職員、事業又は施設等との混同を招くおそれがある場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、使用を許可することが不相当と認められる場合

(使用許可の申請)

第4条 第2条ただし書の規定により町章の使用の許可を受けようとする者（第3項において「申請者」という。）は、杉戸町章使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に提出を要しないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 完成見本、又は町章の使用方法及び状況等が確認できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町が共催し、又は後援する事業において使用する場合は、前項の規定にかかわらず申請書の提出を省略することができる。

3 町長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査して使用の可否を決定し、杉戸町章使用許可・不許可通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（使用条件等）

第5条 町長は、前条第3項の規定により町章の使用を許可する場合は、必要に応じ条件を付することができる。

2 町章の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、町章を使用するに当たり、町の品位を損なうような色を設定し、若しくは形状及び縦横の比率等を変更し、又は文字を加える等修正して使用してはならない。

3 使用者は、使用許可を受けた使用目的を達成したとき、又は使用期限が到来したときは、速やかに町章の使用を終了しなければならない。

（使用許可後の変更等）

第6条 使用者は、使用許可を受けた町章の使用に係る変更又は中止をしようとするときは、速やかに杉戸町章使用変更等承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、杉戸町章使用変更等承認・不承認通知書（様式第4号）により当該使用者に通知するものとする。

（使用許可の取消し）

第7条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用許可を取り消して、使用を差し止めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けた場合
- (2) 第3条に規定する使用許可の基準を満たさなくなった場合
- (3) 第5条に規定する使用条件等に違反した場合
- (4) その他町長が取消しの必要があると認めた場合

2 町長は、前項の規定により使用許可を取り消したときは、杉戸町章使用許可取消通知書（様式第5号）により当該使用者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による措置により生じた損害については、その責任を負わない。

（損害賠償等）

第8条 町章の使用により生じた第三者からの損害賠償請求その他一切の責任は、使用者が負うものとし、町は、いかなる場合においてもその責任を負わないものとする。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、町章の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。